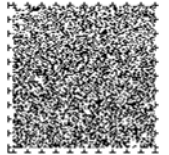


平成 30 年度 特別支援学校教員資格認定試験の案内

独立行政法人教職員支援機構



※御不明点は、認定試験ホームページの「教員資格認定試験に関するよくある質問」を御覧ください。それでも不明の場合は、末尾記載の試験運営大学にお問い合わせください。

認定試験ホームページ：<http://www.nits.go.jp/menkyo/shiken/>

I 特別支援学校教員資格認定試験制度の趣旨

広く一般社会に人材を求め、教員の確保を図るため、大学等における通常の教員養成のコースを歩んできたか否かを問わず、教員として必要な資質、能力を有すると認められた者に教員への道を開くため、文部科学省では教員資格認定試験を実施しています。今年度からは試験実施事務を（独）教職員支援機構が行います。

今年度の特別支援学校教員資格認定試験は、自立活動（聴覚障害教育）及び自立活動（肢体不自由教育）の 2 種目について実施します。この認定試験に合格した者は、都道府県教育委員会に申請すると、合格した種目に応じて特別支援学校自立活動教諭の一種免許状（聴覚障害教育又は肢体不自由教育）が授与されます。

これらの免許状を有する者は、特別支援学校及び特別支援学級においてそれぞれ聴覚障害者又は肢体不自由者の自立活動のみを担当することができます。

II 認定試験の実施種目と取得できる普通免許状の種類等

〔実施種目〕

〔取得できる普通免許状の種類〕

自立活動（聴覚障害教育）

特別支援学校自立活動教諭一種免許状（聴覚障害教育）

自立活動（肢体不自由教育）

特別支援学校自立活動教諭一種免許状（肢体不自由教育）

なお、平成 31、32 年度の実施種目については次のように予定しております。

平成 31 年度 自立活動（視覚障害教育）、自立活動（言語障害教育）

平成 32 年度 自立活動（聴覚障害教育）、自立活動（肢体不自由教育）

III 認定試験の受験資格

次のいずれかに該当する者です。

ア 大学（短期大学を除く。）を卒業した者

イ 高等学校を卒業した者、その他大学（短期大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関を含む。以下同じ。）に入学する資格を有する者で、平成 8 年 4 月 1 日までに生まれたもの

ウ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）附則第 4 条表の上欄各号に掲げる者

IV 認定試験の実施方法

1 試験運営大学

筑波大学

2 実施期日、場所、試験の内容・方法

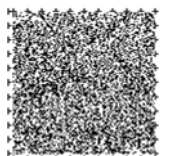
認定試験は、第 1 次試験及び第 2 次試験に分けて実施します。

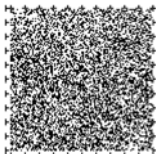
なお、災害など不測の事態により、直前に試験の実施を中止する場合があります。災害の発生が事前に予想される場合、認定試験ホームページ又は試験運営大学のホームページにおいて、実施の取扱いについて掲載しますので、御確認ください。

また、本試験は、災害等による中止の場合も含め、いかなる場合も再試験は行いません。

（注）(a) 第 1 次試験の試験問題の文字サイズは 10 ポイントです。

(b) 病気・負傷や障害等のために受験上の配慮を希望する場合は、平成 30 年 5 月 24 日（木曜日）までに試験運営大学宛てに申し出てください。希望内容及び提出書類を審査の上、個々の症状や状態等に応じ配慮事項を決定し通知します。





(1) 第1次試験

ア 期 日 平成30年8月5日(日曜日)
イ 場 所

試験場	所在地
筑波大学東京キャンパス文京校舎	東京都文京区大塚3-29-1

ウ 試験の内容及び方法

区 分	内 容	方 法
教職に関する科目	教職に関する専門的事項 (教育原理, 教育心理学, 教育行財政・教育経営学, 教育社会学・社会教育, 教育史・教育哲学, 教育関係法規, 特別活動, 生徒指導, 教育相談, 生涯学習等)	筆記試験: マークシート方式 (択一式とする。90分)
自立活動に関する科目(Ⅰ)	特別支援教育に関する一般的事項及び自立活動に関する専門的事項 教育分野(制度, 教育課程, 教育史, 指導法など) 心理分野(発達, 心理特性, 心理検査, 評価など) 医療分野(生理・病理, 小児保健など) その他の分野(障害福祉, リハビリテーション, 労働など)	

エ 第1次試験の合否結果通知

第1次試験の受験者には、試験運営大学から9月上旬までに本人宛てに合否通知を発送します。受験予定の試験科目を欠席した場合には合否通知は送付しません。

(2) 第2次試験

第2次試験は、第1次試験に合格した者及び第1次試験の全ての試験科目を免除された者に限り受験することができます。

ア 期 日 平成30年9月30日(日曜日)
イ 場 所

実施種目	試験場	所在地
自立活動(聴覚障害教育)	筑波大学附属聴覚特別支援学校	千葉県市川市国府台2丁目2-1
自立活動(肢体不自由教育)	筑波大学東京キャンパス文京校舎	東京都文京区大塚3-29-1

ウ 試験の内容及び方法

区 分	内 容	方 法
自立活動に関する科目(Ⅱ)	当該種目に関する専門的事項	筆記試験(論述式とする。100分)
自立活動に関する科目(Ⅲ)	当該種目に関する専門的事項	実技試験
口述試験	自立活動担当教員として必要な能力等の全般に関する事項	口述試験

(注) 自立活動に関する科目(Ⅲ)は、種目別に、それぞれ自立活動の内容(①健康の保持, ②心理的な安定, ③人間関係の形成, ④環境の把握, ⑤身体の動き, ⑥コミュニケーション)の指導面についての知識、技能に関する事項について行います。

3 合格者の発表等

第1次試験及び第2次試験の全てに合格した者を平成30年度特別支援学校教員資格認定試験の合格者とし、11月下旬までに試験運営大学から本人宛てに合格証書を発送します。また、合格者の受験番号を認定試験ホームページに掲載します。

なお、認定試験の個人の成績については、受験者本人のみ開示を求めることができます。詳細は第1次試験終了後、認定試験ホームページに掲載します。

4 試験科目等の一部免除

次に掲げる試験科目等については、所定の「試験科目等一部免除申請書」を提出した者について、免除事由及び証明書等を確認の上、その試験科目等の全部を免除します。

(1) 教職に関する科目

次のいずれかに該当する者に対しては、教職に関する科目の試験を免除します。

- ア 幼稚園, 小学校, 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状(二種免許状及び養護教諭並びに栄養教諭を除く。)を有する者
- イ 特別支援学校(旧盲学校, 旧聾学校, 旧養護学校)自立活動教諭の普通免許状を有する者
- ウ 平成25年度以降の特別支援学校教員資格認定試験の第1次試験に合格した者

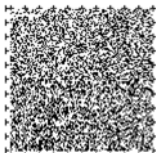
(2) 自立活動に関する科目(Ⅰ)

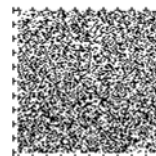
次のいずれかに該当する者に対しては、自立活動に関する科目(Ⅰ)の試験を免除します。

- ア 特別支援学校(旧盲学校, 旧聾学校, 旧養護学校)自立活動教諭の普通免許状を有する者
- イ 平成28年度又は平成29年度の特別支援学校教員資格認定試験の第1次試験に合格した者(ただし、平成28年度の特別支援学校教員資格認定試験の第1次試験に合格した者のうち、平成29年度に本科目を免除されて他の実施種目を受験している者を除く。)

(3) 自立活動(聴覚障害教育)の種目に係る自立活動に関する科目(Ⅲ)

言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第3条の規定により言語聴覚士の免許を受けている者又は言語聴覚士国家試験の受験資格を有する者(言語聴覚士の養成に係る学校等の卒業等





見込みの者を除く。)に対しては、試験の全部を免除します。

(4) 自立活動(肢体不自由教育)の種目に係る自立活動に関する科目(Ⅲ)

理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第3条の規定により、理学療法士若しくは作業療法士の免許を受けている者、又は理学療法士国家試験若しくは作業療法士国家試験の受験資格を有する者(理学療法士又は作業療法士の養成に係る学校等の卒業等見込みの者を除く。)に対しては、試験の全部を免除します。

(5) 口述試験

教員免許状(普通免許状、特別免許状、臨時免許状)を有する者に対しては、口述試験を免除します。

(注) (a) 試験科目等の一部免除を申請する者は、教員免許状の授与証明書等の免除事由に該当することを証明する書類(写しの指定のあるものを除き、いずれも写しは不可。)を必ず添付してください。(ただし、上記の(1)のウ及び(2)のイに該当する場合は、証明書を必要としません。)

(b) 上記の(1)～(5)の各項目に該当する者であっても「試験科目等一部免除申請書」及び「免除事由に該当することの証明書類」を提出しない場合は、免除の取扱いをしません。

V 出願手続

1 出願期間 平成30年5月25日(金曜日)から平成30年6月8日(金曜日)まで(当日消印有効)

2 受験願書等の請求 請求受付期間：平成30年6月1日(金曜日)まで

※請求受付期間後の請求は一切できませんので、十分御注意ください。

(1) インターネットで請求する場合(テレメールの資料請求受付サイト)

次のURLにアクセスし、画面に従って必要事項を入力して申し込んでください。

(PC) <http://telemail.jp/shingaku/pc/gakkou/kyouin/tokubetsu.php>

(スマートフォン等) <http://telemail.jp/?btc=1029297&gsn=6100003>



(QRコード)

〔テレメールは、24時間いつでもアクセスできる資料請求受付サービスです。また、テレメールカスタマーセンターは、このサービスのサポートセンターであり、いずれも株式会社フコムページが運営しています。〕

(2) 電話で請求する場合

IP電話050-8601-0101へ電話し、音声ガイダンスに従って申し込んでください。

ア 受験案内の資料請求番号は754352です。

(注) 請求後概ね1～2日後に届きます(夕方以降に請求した場合や、お届けの地域によっては3日以上かかることがあります)。ただし、平成30年5月6日(日曜日)以前に請求された場合のお届けは、平成30年5月9日(水曜日)頃となります。

イ 受験願書等の到着後、同封される支払方法に従って、料金180円をお支払いください。

ウ 願書等の請求に関して不明な点は以下へお問い合わせください。

テレメールカスタマーセンター：IP電話050-8601-0102(9:30～18:00)

(注) 願書請求は上記の方法のみであり、試験運営大学では請求を受け付けていませんので、請求締切日に十分御注意ください。

3 出願書類

(1) 受験願書等

ア 受験願書(受験手数料15,000円を郵便局・ゆうちょ銀行の受付窓口(ATMは不可)で払い込み、受付局日附印が押された「振替払込受付証明書(お客さま用)」を貼ること。)

イ 受験資格を有することとなる学校の卒業証明書(高等学校卒業程度認定試験合格者は合格証明書)(写しは不可。)

ウ 試験科目等一部免除申請書及び免除事由に該当することの証明書類(教員免許状の授与証明書の証明日は必ず平成30年4月1日以降であること。)

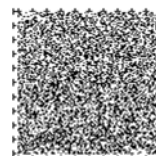
エ 受験票

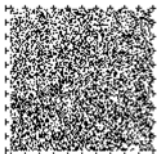
オ 写真票(出願前3か月以内に撮影したセミ判(60mm×45mm)の無帽、正面上半身の写真を貼ること。)

(2) 戸籍抄本又は住民票の写し(発行後6か月以内のもの、本籍の記載は省略せず、マイナンバーの記載は省略すること。)

(注) 各種証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合や、住民票に本籍の記載のない場合には、戸籍抄本を提出してください。なお、「住民票の写し」とはコピーではありません。

(3) その他試験運営大学が提出を求める書類(別途提出を求めた場合のみ。)





(注) 平成 28 年度又は平成 29 年度特別支援学校教員資格認定試験に出願し受理された場合、受験票の写し、試験結果通知書の写し又は第 1 次試験全科目免除通知書の写し、いずれかの提出により、(1)イの書類の提出が省略できます。

4 出願先及び出願方法

試験運営大学の担当部署宛てに、所定の願書提出用封筒にて「書留」で郵送してください。

(注) 郵送以外の出願は認めません。

5 受験票の交付

ア 試験運営大学が受験願書を受理した場合は、出願者に受験票等を交付します。

イ 受験票等には受験番号、免除される試験科目など必要な事項が記載されています。

ウ 受験票は、受験の際携帯し、毎時間これを提示しなければ受験できません。

(注) (a) 受験願書を受理した後は、受験する認定試験の実施種目の変更は認めません。

(b) 受験願書を提出した後、氏名、本籍地又は住所を変更した場合は、その変更の記載された戸籍抄本又は住民票の写しを提出してください。

(c) 受験手数料を払い込んで出願しなかった場合、出願が受理されなかった場合、及び誤って受験手数料を二重に払い込んだ場合を除き、提出した書類、受験手数料は、災害など不測の事態による試験の中止も含め、いかなる場合も返還しません。

VI 免許状の授与申請等

1 認定試験の合格者は、試験運営大学から合格証明書の交付を受けて都道府県教育委員会に申請すると、合格した認定試験の実施種目に係る特別支援学校自立活動教諭の一種免許状が授与されます。その手続については、都道府県教育委員会の教育職員免許事務担当課に照会してください。

2 この認定試験は資格試験であり、教員の採用選考試験ではありません。教員として採用を希望するときは、公立学校の場合にあっては都道府県又は指定都市教育委員会の教職員人事担当課に、国立及び私立学校の場合にあってはその学校を設置する法人に、それぞれ照会してください。

3 平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された他の学校種等の教員免許状（10 年間の有効期間が付されていない旧免許状）を所持する者は、免許状更新講習を受講・修了せずに生年月日等によって割り振られた修了確認期限を経過している場合には、本試験に合格し特別支援学校自立活動教諭一種免許状を取得した場合であっても、免許状更新講習を受講・修了しなければ教員になることはできません。

教員免許更新制ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

VII 個人情報の取扱いについて

出願時に提出する関係書類に記載された個人情報については、「行政機関の保有する情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び試験運営大学においてそれぞれ定めている個人情報の保護に関する規程等に基づいて取り扱います。

1 試験運営大学は、出願に当たって知り得た個人情報を本試験の実施及びこれに付随する事項を行うために利用します。

2 試験運営大学は、上記の業務を遂行するために、知り得た個人情報の全部又は一部を、文部科学省、独立行政法人教職員支援機構及び試験実施に係るその他の大学に対して提供することがあります。

3 試験運営大学は、上記 1 の各種業務での利用に当たっては、一部の業務を業者に委託して行うことがあります（以下、当該業者を「受託業者」という。）。については、業務を遂行するために必要となる範囲で、受託業者に対して、知り得た個人情報の一部を提供することがあります。

4 独立行政法人教職員支援機構は、教員免許状発行業務のために、各都道府県教育委員会に対して、合格者の個人情報の一部を提供します。

5 試験運営大学、文部科学省及び独立行政法人教職員支援機構は、出願者本人の同意を得ることなく当該出願者の個人情報を他の目的で利用又は第三者に提供することはありません。

< 試験運営大学の担当部署及び所在地 >

筑波大学東京キャンパス事務部企画推進課

〒112-0012 東京都文京区大塚 3-29-1 E-mail fk.kyoren@un.tsukuba.ac.jp 電話 03(3942)6811

< (独) 教職員支援機構の担当部署 >

(独) 教職員支援機構 調査企画課免許企画室

E-mail shiken@ml.nits.go.jp 電話 (ダイヤルイン) 03(4212)8455, 03(4212)8456

